1 不正利用が争点である場合の真正利用は請求原因となるか、善管注意義務を尽くしたことは抗弁事由か等

二村浩一
山下·柘·二村法律事務所　弁護士

東京地判令5・7・4　令元（ワ）30808号立替金債権請求事件　2023WLJPCA07048006

●――事実の概要

⑴　クレジットカード会社X（原告）と、Y（被告）は、平成20年8月1日、クレジットカード会員契約（本件契約）を締結した。

⑵　Xのカード会員規約（本件会員規約）は、要旨以下の内容である。

①Xは、会員にカードを貸与する（6条1項）。

②会員は、カードを加盟店に提示して売上票に署名することで加盟店に対する債務の決済手段とすることができる（28条1項、2項）。

③会員が加盟店においてカードを利用した場合、Xが加盟店に対し立替払を行うことを承諾し、Xに対し当該個別の立替払を委託しているものとみなす（29条1項柱書）。Xが、会員からの委託に基づき、（中略）加盟店に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない。）により、Xが会員に対し立替金相当額の債権を取得することを会員は承諾する（同項1号）。

④会員本人以外はカードを使用することはできない（6条2項）。会員は、カードの使用、保管、管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、カードを他人に貸与等してはならない（同条3項）。カードの使用、保管、管理に際して、会員がこれらに違反し、これに起因してカードが不正に利用された場合、会員は、そのカード利用に係る全債務につき支払の責を負う（同条4項）。

⑤カードが紛失、盗難、詐取、横領等（「紛失等」）により他人に不正利用された場合、会員は、当該カード利用により発生する全債務につき支払の責を負う（13条1項）。会員は、カードが紛失等した場合、速やかにその旨をXに通知し、最寄り警察所に届け出る（同条2項）。13条1項の規定にかかわらず、Xは、会員が紛失等により他人にカードを不正利用された場合であって、同条2項に従い警察及びXへの届出がなされたときは、これによって会員が被るカードの不正利用による損害を填補する（14条1項）。ただし、Xは、会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害又は本件会員規約に違反する使用に起因する損害については上記填補の責任を負わない（同条3項1号、9号）。

⑥カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決する（29条2項）。

⑶　ホストクラブAは、Xと提携するSカード

会社と包括加盟店契約を締結した決済代行会社に決済代行を委託している。

⑷　YとSカード会社との間の事務取扱規則には、チャージバックを行う前に、カード会員に対しあらゆる請求努力を行うべきこと、一定の事由があるものはチャージバックを行うことができること、チャージバックとカード会員への請求を同時に行ってはならないこと等が定められている。

⑸　Yは、平成29年4月29日から30日にかけてAに来店、同店でYに貸与されたカードが用いられ、飲食代金等155万7000円（本件代金）が決済された。

⑹　Yは、援助交際関係にあったBと飲食店で食事していたところ、その席にAのホストCが同席、その後BとCに連れられてAを訪れた。

⑺　本件代金に係る会計票のお客様欄にはBが表示されている。また、カード売上票の署名は殴り書きのような記載があり判読不能である。

⑻　Yの申し出により警察がAに確認したところでは、Aは、Yらが1本10万円のシャンパンを10本程度注文したと主張している。

⑼　Yは、平成29年4月30日、Aの後に別の飲食店をBらとともに訪れており、同店舗においては、X以外のカード会社が発行したカードにより、120万4300円の飲食代金が決済されている。

⑽　Yは、同日夕方頃、Xに本件カードの紛失、盗難の届出をし、Bにもカードを紛失した旨の連絡をしたところ、Bは、Y名義のカード2枚（本件カード以外のもの）を預かっている旨を返信した。

⑾　Yは、Xに対し、翌5月1日、本件カードの利用状況につき問い合わせたところ、X担当者から、本件店舗で155万7000円の利用があるとの回答を受け、本件店舗を訪れたがそんな額は使っていないとして支払停止を求めた。X担当者は、Yに対し、実際にY本人がAを訪れ飲食したこと等から、請求を止めることはできないこと、利用代金額等に疑問があるのであれば、警察に相談するか、直接Aと話し合うよう案内した。

⑿　その後、Yは弁護士を立ててAと和解交渉を行い、Xはその間請求を保留した。

⒀　YはXに対し、和解金をB経由でAに支払ったため、Aの本件代金請求はキャンセルされると報告したが、令和元年8月末になっても当該キャンセル処理はなされなかった。このため、Xは、Yに通知のうえ、令和元年11月12日にYの振替口座に請求をした。

⒁　上記口座への請求は、残高不足により振替がなされなかったため、Xは、155万7000円と令和元年11月13日以降の遅延損害金の支払を求めて本訴を提起した。

⒂　本訴においてXは、本件のカード利用はYの意思に基づくものであること、仮にYの意思に基づかないとしても、本件規約6条4項により立替金支払義務を負い、かつ13条1項の紛失等に該当するため同項により支払義務を負う旨を主張した。

⒃　これに対しYは、Y以外の者がAと共謀してYのカードを無断で利用したものである旨主張するとともに、A自身が不正利用に関与している疑いがあることから、本件規約6条4項、13条1項の適用は認められないことを主張した。また、他店舗分も合わせ一晩で276万円余のカード利用がなされておりYの収入等に照らし不自然であるところ、Xは不自然さを認識し得たこと、本件カード等の紛失の申告などを受けていたのに不正請求につき十分な調

査や代金の支払保留等を行っておらず、YのAに関する調査にも協力しないことなどを挙げて、請求は、権利の濫用であると主張した。

●――― 判旨

請求認容

1　真正利用は請求原因か

クレジットカード契約ではカード会社が会員の無資力のリスクを負っており、これにより会員も加盟店も利益を得ていることから「カード会員の資力リスクに加えてカードの不正利用の場合にカード会社が常に負担を負うと解することがカード会社とカード会員との衡平にかなうものとはいえ」ず、「カード会員において不正利用が行われないようにこれを適切に管理する義務を負い、不正利用された場合においてもカード会員と加盟店とで解決するのを原則としつつ、カード会員に不正利用につき落ち度がないような場合においてはこれを救済することとして、不正利用のリスクを分担する方が衡平にかなう。」。

これを踏まえた上で本件会員規約の各規定の内容に鑑みれば、「会員は、その貸与を受けたカードが利用されて決済された代金に係るXの立替金については、それが不正利用された場合であっても原則として支払義務を負い、例外的に、カードの不正利用が会員の善管注意義務違反に起因するものではない場合には支払義務を免れることができ」、かつ「善管注意義務違反に起因するカードの不正利用がカードの紛失等により他人に不正利用された場合であるときには、会員において届出等の本件会員規約所定の手続を履践することによって、Xが損害の填補をすることとなるから、会員は立替金債務とXの損害填補債務とを相殺することにより、立替金の支払義務を免れることができることとなるにすぎない」。

したがってXが、「会員に貸与したカードを利用して代金決済が行われた場合に立替金支払請求をするに当たっては、請求原因として、当該カードを利用して代金決済が行われたこと及びこれにつきXが立替払の決定を行ったことを主張、立証すれば足り、当該カード利用が会員による真正な利用であることまでを主張、立証する必要はなく、立替金の支払義務を争う会員において、抗弁として、①当該カードの使用、保管、管理につき善管注意義務違反がないにもかかわらず不正利用されたことを主張、立証するか、又は②当該カードが紛失等により第三者に不正利用されたものであること及び本件会員規約所定の手続を履践したことを主張、立証しなければならないものと解すべきである。」

加盟店において不正利用に関与している疑いがある場合には本件会員規約6条4項、13条1項の適用は制限されるべきとするYの主張については、「本件会員規約上、上記『疑い』のみをもって上記各規定の適用を制限する趣旨の文言の存在はうかがわれない。また、実際に、不正利用の『疑い』にとどまらず、不正利用があった場合には、会員に善管注意義務違反がなければ支払を免れることができ、また、紛失等による不正利用の場合には、会員に故意、重過失又はカードの違反使用がない限り、上記填補請求ができることからすると、不正利用があった場合に本件会員規約6条4項、13条1項の適用を制限する必要はない。したがって、Yの上記主張は理由がなく、本件代金請求が本件店舗による架空請求、不

正請求の疑いがあるとしても直ちに本件代金に係る立替金請求の発生が阻害されることにはならない。

本件では、前後不覚となったために本件カードをB又はAの従業員に不正利用された旨を主張している点からは、「Yにおいて、本件カードの使用、保管、管理に善管注意義務違反がなかったとはいえない。」。

また、YとBとの関係性、Aがホストクラブであること、署名が乱れていることはYが酔っていたことと矛盾がないことなどから、「Y自身が行った可能性が相応にあり」「意思無能力といえるほどの病的酩酊であったとは認められない」から、「Aによる本件代金請求が架空請求であるとも不正請求であるとも認められ」ず、規約14条1項の補償対象ではない。

2　請求は権利濫用か

本判決は、以下の認定し権利濫用の主張を排斥した。

①Xが、Yから不正請求の申出を受けた後、最終的にAとの交渉が進んでいないことが判明した後の令和元年11月12日まで立替金請求の期限を猶予し、YにAとの紛議を解決する猶予期間を与えていたこと

②「取引の円滑化のために多数の包括信用購入あっせんをしていることから」「ある程度画一的処理によることとなってもやむを得ず」「細部を調査して不正利用かどうか解明する義務を一般的に負うと解するのは相当でない」ところ、Xは、大量画一的処理の範疇で一定の調査を行っていること

③高額利用であり不正利用の疑いはあったが、X担当者はAを実地調査し必ずしも不正利用とは言い難いことを把握しており、本件では一般的調査の態様を越えて詳細を調査する義務を負うとは認められないこと

④加盟店契約など他の契約関係等に照らしても不正利用の疑いがある場合に加盟店への立替払い保留しまたはチャージバックを行う義務は認められず、必ずしも不正利用とは言いがたい本件で、特にこれらを行う義務が生じる事情は認められないこと

⑤XがYに交付したクレジットカード売上票写しにはAの店舗名などAと交渉するために必要な情報が記載されていることなどから、情報提供義務違反も認められないこと

●―― 研究

1　真正利用は請求原因となるかについて

本判決は、判旨のとおり延べ、真正利用はクレジットカード代金の請求をする場合における請求原因とはならないとした。

カード利用代金の請求原因が何であるかについては、「基本的には、契約条項の定めに従って定めるべき」ものであるが（大阪高判平12・8・22判タ1072号254頁）、わが国のカード会社が用いる会員規約は、ほぼ例外なく、本件会員規約と同様、カードの利用、保管、管理につき善管注意義務を課し、第三者によりカードが利用された場合でも会員がカード利用代金の支払義務を負いつつ（本人責条項）、盗難・紛失等の場合には、カード会社への通知及び警察署への届出を行うことにより、盗難、紛失等に起因する支払義務については会員を免責又は補償すること（免責条項）、会員の故意又は重大な過失による損害であることなど一定の事由がある場合には、免責又は補償の対象外となること（免責除外条項）を定めている。

このような会員規約の規定を前提として、カード会社が会員に対してカード利用代金の請求をするにあたって、本人の意思に基づくカード利用であることは請求原因となるかについては、東京地判平3・8・9（判時1411号120頁）のようにこれを肯定するものもある一方、公表された裁判例の多くは、これを否定する。浦和地判平11・10・29（判時1717号108頁）、大阪地判平12・3・31（判タ1058号265頁）及びその上告審である前掲大阪高判平12・8・22、東京地判平18・5・30（L06132183）、同平28・9・2（L07132054）などである（クレジットカード代金の請求原因等に関する近時の裁判例の分析として新堂明子「クレジットカードの不正利用に対するクレジットカード規約の適用」CCR11号19頁が詳しい）。

これら裁判例は、本人の意思に基づく利用と第三者による利用のいずれの場合も、カード会員契約に基づき会員に対してカード代金支払請求権が成立するとされていることを踏まえており、本判決もその系譜に連なるものといえる。

もっとも、本判決がその根拠として、会員の無資力リスクと対比する形で利益衡量的に説明する点はやや舌足らずであろう。

もともとクレジットカードは、その所持者が与信枠の設定を受けている者であることを示す手段として用いられるものである。このためカード会員契約ではカードの他人への貸与等が禁止されカードの保管等につき善管注意義務を定めているところ、カード所持者である会員にとってカードを他人に用いられないように管理すること自体は、通常は容易である。これらを背景に、カードが提示されたときには真正利用であることが事実上推定されるだけでなく、真正利用でない場合でも、善管注意義務違反となる場合が多いことが想定されるため、原則として会員に支払義務を負担させることとされている。このような会員規約の実質的背景からの理由付けがなされるべきであったと思われる。

2　抗弁事由についての検討

本判決は、上述の先行裁判例とは異なり、当該カードが紛失等により第三者に不正利用されたものであること及び本件会員規約所定の手続を履践したことだけでなく、当該カードの使用、保管、管理につき善管注意義務違反がないことも共に抗弁事由となるとして、それぞれについて検討を加えている。

この整理では、本件会員規約上、会員に対しカード利用代金請求について規定した条項のうち、①本件会員規約13条1項（紛失、盗難、詐取、横領等により他人に不正に利用された場合）と②6条4項（カードの使用、保管、管理に関し、善管注意義務に違反してカードが不正に利用された場合）は異なる債権発生原因と位置づけることになるように思われるが、本判決からは両者の関係は判然としない。

すなわち、他人から貸与された物を紛失することは、当然に善管注意義務違反となるはずであるし、横領は、本来禁止されるカードの貸与等を行っていることを前提とするはずであるから、①が成立する場合には、②も認められることが通例的であるはずである。そうすると、①と②を別個に扱うことは、（本判決はその趣旨ではないだろうが）①の免責条項を充足しても、②によって会員の責任が認められるということになりかねない。他方、①の免責条項の適用が認められる場合には、カードの管理等について善管注意義務違反があっても会員の支払義務は生じないとす

るのであれば、①と②を別個に観念する意味は乏しい。さらに、善管注意義務違反なく盗難被害でカードを喪失したが届出等の手続が欠けていた場合、長期間経過後であっても善管注意義務違反がないことを主張して免責を主張できるのでは、早期に届出をさせ以後の不正利用の発生を抑止することに負の影響を及ぼしかねない。

そもそも真正利用でない場合にも会員が支払義務を負う実質的理由が、他人がカードを利用した場合、会員のカード管理に善管注意義務違反が認められることが多いことが前提であると考えられる。他方、善管注意義務違反がないことを証明しなければ免責されないとすると、クレジットカードは会員にとって危険な道具となってしまうことから、あえて簡便な手続で免責となることを定めたものと考えられる。そうすると、②は支払義務やその免責事由を独立して定めたものではなく、①の実質的根拠を定めたものとみるべきであろう。

また、本判決では、真正利用の可能性が相応にあることまで認定しているのであるから、真正利用が請求原因事実ではないとする本判決の論理では、本来、抗弁事由について検討を加える必要すらなかった。それにもかかわらず、あえて第三者による不正利用と所定の手続の履践以外に、善管注意義務違反のないことを別個の攻撃防御方法として位置付け事実認定を行ったことは首尾一貫していない。さらに警察署への届出につき主張として摘示していないところ、実際に主張がされていないのであれば、紛失等の場合の補填の主張自体失当であるし、警察署への届出を主張していたのであれば適示すべきであったのであり、この点を欠いたまま架空請求でも不正請求でもないから、Xには本件規約14条1項の損失填補義務は認められないとしたことは、大きな疑問を感じざるを得ない。

3　調査義務違反等による権利濫用の主張

本判決のもう一つ特徴的な点は、不正利用の疑いがあるのに調査を尽くさず、支払の保留やチャージバックをすることなくYに請求したことなどが権利濫用であるかとの関係で、調査義務の範囲について判示するとともに、不正利用の疑いがあることから立替払いを保留しまたはチャージバックをする義務を負うとは認められない点である。

まず調査との関係であるが、本人利用であるかにつき調査を尽くさなかったことを根拠として、権利濫用によりカード利用代金の請求を制限した裁判例は限られており近年では京都地判平25・5・23（判時 2199号52頁）がある程度である。同判決は、16歳の少年が窃取した父親のカードを用いて、数日にわたり複数のキャバクラ店で550万円余の不正利用を行ったという事案に対し、高額利用であるためカード会社が電話で本人確認を行った際、支払口座の銀行名を答えられなかったにも係わらずそのまま利用を認めたこと等の事情のもとで、「カード不正使用の不利益からカード会員を保護するため、信義則上、不正使用の可能性がうかがわれる一定の場合、カードの使用者が本人かどうかを確認するための合理的な手段をとり、本人確認の状況が疑わしい場合にはカード決済を暫定的に見合わせる程度の義務は負うものというべき」と判示し、権利濫用を認めたというものであるが、同判決では、どの程度の調査を行えば合理的手段をとったといえるのかなどについての基準は示されていない。

また、東京地判令6・7・11（LEX/DB25614992）は、カード会社がカード会員に対して不正利用検知システムを提供しているとの前提に立って、不正利用疑いがある場合会員本人に不正利用の確認の連絡をすべきであったとの主張をし、債務不履行による損害賠償を請求している事案であるが、本人が酩酊していたことや本人利用の可能性を否定できないとの認定をしたうえで、義務違反は認められないとしており、不正利用疑いがある場合の調査の要否や程度について述べてはいない。

これに対し、本判決では、カード取引の場合にはある程度画一的処理にならざるをえず、個別の事案で細部を調査して不正利用であるかを解明する義務を一般的に負うとは解すべきでないこと、本件でXは、Yからの事情聴取カード売上票の写しの入手などから、大量画一的処理の範疇ではあるが一定の調査を行ったことを認定している。

すなわち、本判決は、カード取引の場合、不正利用疑いがあるとしても、通常は、本人からの事情聴取や売上票の確認など大量画一的範疇での調査で足りるとの判示がなされたものであり、カード取引の特質を踏まえた適切な判断ということができよう。

もっとも、本判決が続けて、不正利用の疑いがあることは確かであるが、架空利用、不正利用であることが明らかとはいえないし、X担当者がAを訪問して必ずしも不正利用とはいえないことを把握していることから、一般的調査の態様を越えて詳細を調査する義務を負う根拠となるものではないとしている点はいささか理解に苦しむ点である。架空利用、不正利用であることが明らかであれば、さらなる調査を必要とする場合ではないはずであるし、X担当者がAに実際に訪れ不正利用とはいえないことを把握したとする点は、既に大量画一的範疇を超えた調査が行われたことになるからである。

定型的なクレジットカード取引を多数実行することによって、低廉で利便性の高いサービスを提供しているとのクレジットカード取引の特長に着目するのであれば、不正利用疑いがある場合には、画一的範囲で調査を行う必要があるが、これを超える範囲で調査する義務は負わないとする方が論旨として一貫したように思われる。

また、本判決は、不正利用の疑いがある場合に立替払いを保留したりチャージバックをしたりする義務がないことを述べている。この点も、先行する裁判例が乏しい点であり注目に値するが、特に、その理由として、加盟店契約等の条項だけでなく、このような義務を認めた場合には、加盟店に対する支払を保留し加盟店から支払請求を受けたときには、実情を知らないカード会社が不正利用疑いを根拠として防御する必要に駆られるおそれがあること、立替払いを保留したりチャージバックをしつつカード会員に対して請求することは考えにくいところ、請求を受けていないカード会員がカード会社の調査に協力せず、カード会社において十分な防御活動ができなくなるおそれがあること等を挙げている点は、クレジットカード取引が多当事者間の個別の契約、取引の連鎖で1個の取引目的を完遂するものであることを踏まえ、中間に入るアクワイアラーやイシュアーに一定の義務を課すことにより取引全体に及ぼす影響も検討したものであって、取引の実情を踏まえた丁寧な判示ということができる。